

令和7年度 岐阜県 西濃総合庁舎エレベーターホール広告掲出募集要領

- 1 広告掲出場所
西濃総合庁舎1階エレベーターホール

- 2 広告の種類・規格
B2版縦（縦728mm×横515mm）のポスター掲出
※ポスターは広告申込者が作成。県が別途設置するフレーム等により固定します。

- 3 掲出期間
令和7年4月から令和8年3月まで

掲出月	掲出期間	掲出月	掲出期間
4月	1日（火）～30日（水）	10月	1日（水）～31日（金）
5月	1日（木）～30日（金）	11月	4日（火）～28日（金）
6月	2日（月）～30日（月）	12月	1日（月）～26日（金）
7月	1日（火）～31日（木）	1月	5日（月）～30日（金）
8月	1日（金）～29日（金）	2月	2日（月）～27日（金）
9月	1日（月）～30日（火）	3月	2日（月）～31日（火）

- ※掲出期間は1か月単位ですが、各掲出月の初日及び終日が日曜日、土曜日等の閉庁日に当たる場合は、掲出開始日及び掲出終了日を上記の表のとおりとします。
※広告は、原則として、掲出開始日の午前9時までに掲出し、掲出終了日の午後5時以降に撤去することとします。
※工事が予定されているため1か月間程度、広告掲出できない期間がある可能性があります。

- 4 料金
貸付料
※B2版（縦728mm×横515mm）5、238円（1か月当たり）（消費税込）

- 5 申込みの方法
(1) 広告掲出申込書に必要事項をご記入ください。
(2) 申込書に下記書類を添付して直接持参又は郵送してください。
(3) 申込書に添付する書類
・広告図案及び説明書等
広告図案（イメージ、スケッチ等）、文面（原稿案等）、説明書等

- 6 申込みに関する留意事項
・掲出したポスターは原則返却しませんので、ご了承ください。
なお、返却を希望する場合は、お申し出ください。
・1枠／1か月から申込みができます。
希望期間の上限は3月末までの月数とし、希望枠数の上限は原則1枠とします。
・掲出位置は、抽選で決定するため、位置の指定はできません。
・広告作成費用は、広告主の負担となります。
・広告掲出期間が複数月の場合、原則として、1か月単位で広告内容を変更することができます。ただし、事前に県への協議が必要です。

- 7 掲出できない広告
次に該当するものは、掲出できません。
・岐阜県西濃総合庁舎広告掲出要綱第4条第1項各号に定める業種又は事業者に係るもの。
（例）風俗営業、消費者金融、県指名停止業者、県税滞納者
・岐阜県西濃総合庁舎広告掲出要綱第4条第2項各号に定める内容のもの。
（例）法令違反、公序良俗違反、政治性・宗教性があるもの
・その他県の広告事業として不適切なもの。

- 8 広告関係規定
・岐阜県西濃総合庁舎広告掲出要綱
・岐阜県西濃総合庁舎広告取扱基準